

第十回 参議院文部委員会會議録第二十二号

昭和二十六年三月十五日(木曜日)午前
十時五十五分開会

本日の會議に付した事件

○教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○理事(加納金助君) それでは只今から本日の委員会を開きます。

○理事(加納金助君) 本日は教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、これにつきましても引続き御質疑のあるかたはどうぞ一つ御質問を願いたい。

○荒木正三郎君 この法律の趣旨は、三分を一分に減額するといふところにあると思うのですが、今まで三分といふものを保証金として積立てて置く、こういう理由はどこにあつたのか、お聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(佐藤重雄君) 細かい数字に關係しておるといふから、説明員をして説明いたさせます。

○説明員(近藤唯一君) 只今のお尋ねは三分で……

○荒木正三郎君 そういう保証金を積立てて置く必要があつたのかどうかという事です。

○説明員(近藤唯一君) どうも失礼いたしました。御承知の通り教科書は非常に教育上重要な教材でありまして、これはよい教科書を比較的廉価に必要な時期までに、各学校が御必要とお認めになりました教科書を必要の数量だけ確実に供給いたしまして、御授業に差支えないようにするといふことが一番大切なことであらうと存じま

して、これに基づきまして法律的な措置をいたしましたものが教科書の発行に関する臨時措置法の建前と存じております。従ひまして供給を確実にするといふ建前を堅持いたします必要から、発行者に義務を負わせてございまして、

の所定の数から採択のありました教科書の所要部数を文部大臣が発行を指示いたしました。発行者はこれを製造して所定の時期までに所定の数量を学校までお届けするといふところまで発行者に強い義務を負わせてあるわけでございます。その義務を履行させる一つの手だてとして保証金を積むといふ考へが生じて参つたものと考え

ております。その立案当初におきましては、三分の保証金と言いますのは、丁度定価の三割に当りますのが用紙代でありましたので、その用紙代の一割という計算から三分がその当時としてはよろしくはないかといふことで、この線を以ちまして発行供給が終るまで保証金を積みまして、発行、供給の義務が完了された時におきまして、この保証金を発行者の請求によつてお返しするといふこういう手だてをなされたものと考えている次第でございます。これによりまして、発行者は今日までその義務を滞りなく果して参りまして、これまで保証金の没収というふうな処置を受けたものはない状況でございます。簡単にござい

ます。○荒木正三郎君 今の問題に關係して、発行者にこういう保証金を積み立て、これを基にしまして、相当発行者に対する負担になると思ふのですがね。これは一方で国定教科書として発行しておつた時分にいろいろ業者に対する恩典保護政策とか、それに關連していろいろ措置がとられたのであつて、検定制度になつた今日なお保証金を積み立てなければならぬといふ理由は依然として存在しますか。

○説明員(近藤唯一君) 新しい教科書制度になりましてからは、従来のように特定会社が国定教科書をやつていふといふものと根本から違ひまして、只今お話のありました通り誠に自由に

そして誰もが検定出願ができるような制度になりまして、御承知と思ひますが、僅か三、四年ならずして検定教科書が千六百点を超すといふような状況になりまして、これは法案の建前も検定助長、又行政上の方針も検定を助長する、そしてたくさんに教科書が自由に編成されて、各学校が御希望なさる教科書がたくさんに教育の場に提供されるというこゝに對しまして助

長をなして参つたのでございまして、只今の御意見のように、なおそれでも保証金を積み立てることによつて保証する事情がまだあるか、こういうことでございまして、この点につきましては、只今三年の経験によりまして、十分に検討いたしながら参つておりますけれども、何分やはり何らかの形におきまして、使用者即ち学校、生徒、父兄、児童等の保証といふような意味合におきまして、何らかの形におきましてこの保証金を積み立てる制度は、現在の

制度におきましても残す必要があるのではないか、併しながらできるだけこれを軽減して、而もなお保証の意義が維持されるようにといふようなことが適當ではないかと只今考へてゐる次第でございます。

○荒木正三郎君 この提案理由を讀みますと、一分に減額する。こういう理由の中には教科書の定価の騰貴、教科書製造資金の融通の逼迫等の理由で発行者に対する過重な負担となり、教科書の製造の円滑化を阻害してゐるといふ理由で三分の保証金を一分に減額する。こういう措置であります。要するにこの趣旨は教科書の定価の高騰を防ぎたいといふところに一つあると思ひます。それから教科書制度に必要な資金の運営を図つて、できるだけ教科書の製造が円滑に行かうにしたい、

こういう考へからこういう減額の措置が講ぜられるといふふうな法律案になつておると思ふのですが、この問題に關連して、最近こういう措置をとつてもその他の理由によつて教科書の定価が非常に高騰するといふような事情にあると思ひます。その一つの問題は用紙の統制撤廃に基いて用紙の非常な値上りが来る。その値上りによつて教科書が非常に騰貴する。それから又用紙の統制撤廃によつて教科書製造会社が果して十分な用紙を獲得できるかどうか。教科書発行に必要な用紙を獲得できるかどうかといふ問題が起つておると思ふのです。この趣旨から言へば、それらの問題についてもこの趣旨に副

うような措置が講ぜられなければなら

ないと思ひます。○衆議院議員(佐藤重雄君) 紙の割当配給の問題が重点であらうと思ふのでございまして、用紙を確保するといふ根本の方針を文部当局は持つておることになつておるのであります。なお説明員から詳細につきまして説明いたさせます。

○荒木正三郎君 それでは更に明確にしておきます。この措置だけでは私は教科書を何らの心配なしに必要な量供給するといふことは困難であると思ひます。それに対してどういふ措置をとるか、例えば教科書製造に必要な用紙をどういふ方法で確保するかといふ問題です。それから教科書をできるだけ安い値段で供給するためにどういふ措置を講ずるか、こういう問題について丁度今教科書用紙の統制を撤廃するといふことが政府において考へられておる現状において、特に私はこの問題が必要であると思ふ。そのことの対策なくしてこの問題だけ通しても、保証金の三分を一分に減額したところで何の役にも立たないのじやないかといふことを心配するに、その措置がどういふふうになつておるかといふことをお聞きしたいと思ひます。

○説明員(近藤唯一君) 只今の誠に御適切な御質疑を伺つたのであります。が、只今文部省で大事な今の二点につきましてとつております措置について、私の存じております範囲内で御説明を申し上げたいと思ひます。一つは

何と申ししても先ほど一番初めに申し上げましたように、いい教科書をできるだけ安くということでございます。この線は常に堅持して参らなければならぬと存じておりまして、たゞ／＼只今御指摘になりました用紙の問題が非常に重要になつて参りまして、今日までのところは御承知のように用紙割当制がございましたために、各四半期ずつ年間の所要量をそれ／＼生産割当を受けておりました。併しながら最近の用紙事情から非常に入手に困難を来たしながらも会社のほうにおきましては、又関係官庁とも連絡、協力を頂きまして、この新学期から使います教科書につきましては、御心配なく学校のお手許までお届けできる態勢に今日のところあると存じます。併しなから今後につきましては、統制撤廃というようなお話もあるし、非常に心配いたしましたので、文部省といたしましては用紙資材の所管局であります管理局を中心として、文部省は挙げまして教科書用紙の確保ということに只今一生懸命になつておる次第でございます。又この点につきましては、文部大臣の諮問機関であります教科用図書検定調査審議会、これは全国の各府県の代表のおかたが集まられて、更に中央の専門の学識経験者が集りまして構成いたしております審議会でございますが、この審議会におきまして、いち早くこれを取上げまして、特に在京委員で組織いたしております特別委員会におきましては、随時情報私の方からも提供いたしまして、その対策について調査御審議をして頂き、且つ文部省も又できるだけ努力をいたしまして、たとえ撤

廃というようなことがありまして、教科書用紙の確保につきましては何とかここで御安心が願えるような手だてを講じたいと考えまして、目下その対策に鋭意努力中と承つておる次第でございます。それから会社の紙の獲得につきまして、これも紙を獲得し、且つ教科書を供給するという一連の作業につきましては、大変な努力を要することでありまして、いろいろ困難な事情も参つております。例えば御指摘になりました金融の問題も御承知のように非常に窮屈になつておりますために、やはり関係官庁であります大蔵省及び日銀当局の協力を得まして、これも文部省全省を挙げて金融難の打開、それと打開による紙の獲得というようなことに努力いたしまして、その方面からでもできるだけ教科書の値段にふりかかつて来ない、即ち教科書の値段が上らないように、そうして而も円滑に教科書が供給できるようにという手だてを講じております。なおこの問題につきまして、先ほど申し上げました教科用図書検定調査審議会におきましても、従来の制度につきましてなお調査研究を加えて、何らかここに只今御指摘になりました用紙を獲得することから、比較的安く確実に供給できる何らかの組織、機構或いは方策というものが無いものか、只今丁度特別委員会及び教科用図書検定調査審議分科委員会の方で鋭意御研究中と承つております。これによりまして、文部省もできるだけ今御指摘になりました点につきまして、適切な方途が講ぜられるように努力いたしたいというふうに考えておるのでございます。

○荒木正三郎君 今の答弁は抽象的であつて、どうも私が希望しておる内容に触れていないのです。すでに用紙の統制撤廃を講ぜられようとしている段階において、教科書に必要な用紙をどういう方法で確保するのかというその具体的な方策を私は聞きたい。確保したい、適切な方法でやりたいということはおつしやつておりますけれども、この具体的な方策というものを聞かないとわからないわけですね。それからできるだけ安い教科書を出したい、どういう方法によつて紙の値段というものを安く、教科用図書の必要な紙、値段をどういう方法によつて確保するかという具体的な方策についてお聞きしたいと、余り抽象的であるところがないわけですね。そのことが我々には十分納得ができません。この法案をたどる成立させても何の意味もないです。保証金を三分を一分に下げて見たところで、教科書が迅速に必要な量が配られるかどうかかわからないし、教科書の値段は恐らく私は三割、五割、それ以上に値上りするんじゃないかと思つておるが、そういうことが救えないのです。だからこの法案自体意味がなくなつて来るので、もつと大きな問題について具体策を聞きたい。

○政府委員(關口隆克君) お答えいたします。今参りましたので、或いは前のことを聞きませんと重複するかも知れませんが、用紙の統制が外れるんではないか、若しきやうなことがあると、教科書の供給について非常に不安である。又そういうことから値段も従つて上つて来るのではないかと、こういうことについて、文部省としてどういうふうに具体的に処理するつもりか、こう

いう御質問だと思つたので、その点について簡単にお答えいたします。用紙の事情が非常に困難になるということから考えまして、又、それは主としてパルプの關係からそういうことが起つておるといふことも窺えます。この点について大臣、政務次官もいろいろと御努力中であります。なお、事務的に申し上げますと、これは管理局の所管になつておりました管理局長もいろいろと研究をし、奔走をいたしております。私の管理局長から承知しておる点についてだけ申し上げます。詳しいことは又監理局長から具体的に御申上げられる機会もあるかと思ひますが、全般的に申し上げますと、目下研究中であり且つ奔走中であるということでありまして、できれば教科書に關しては統制を解かないようにしていただきたいということが第一であります。どうしても止むを得ず用紙の統制を解くということがあつた場合には、實質的にその分量を、必要な所要量と所要の品質を確保するために特別の手配と申しますか、協定と申しますか、さようなことを準備したかどうか、これは最後案であります。この最後案についても目下研究中であります。併し最後の案のうちの前に大臣、政務次官も頻りに御奔走中でありまして、その丁度経過の最中でありまして、細かくまだ対案等について私から申上げることができないのでありますが、なお目下努力中であるということだけ一応御説明申し上げます。

○荒木正三郎君 それではこの問題については、文部省内において責任ある立場の人から私は答弁を求めたいとかうに思ひます。従つてこの問題につ

いての質問をやはり保留せざるを得ないと思ひます。

○若木勝蔵君 先ほどのこの荒木委員の質問に対する御答弁で、私はこういうふうに見てとつて間違ひありませんか。大体教科書の場合においては用紙代が三割を占めておる。その一割の三分である。こういうふうな保証金というふうなものが定められておる。こういうふうな御言明がありました。間違ひありませんか、その通りですか。そうしますと、今度まあ保証金の問題は三分を一分に改めるといふことの大きなものに關係を持つて来るということになるのであります。そうしますと、これを三分を一分に切下げた場合においては、いわゆる発行会社の立場から見れば、在来と同じ程度に負担がおさまるのである、こういうふうな御見解でしようか、その点をお伺ひいたします。

○政府委員(關口隆克君) お答え申し上げます。三分ときめる場合には、それが大体用紙代の一割に當つた關係であります。それを基準にして三分ということにきめたのであります。さて今回一分に下げるといふことが用紙代との關係はどうなるかということになります。その後用紙の値上りをしましたことと、教科書の種類が非常に増え、冊数も増えたといふことから計算して参りますといふと、現在の値段のままで行きますと、一割と二割の丁度中間頃に當るのではないかと、こういうふうに見ております。それで一割くらいに大体おさまつて行くのではないかと、思ひます。なお統制の廃止如何にかかわらず用紙の値上りといふことは漸次起

つておりますので、会社側の負担としては一割に減することによつて負担は軽減されるけれども、併し若し契約が履行できないというようなことが起つたときの罰金という言葉はどうかと思ひますが、保証としてはその金額は十分に金額が保証できるというふうに考へて一分ということにいたしました次第でございます。

○高田なほ子君 荒木さんの質問に關連するわけですが、教科書の発行に關する臨時措置法の施行規則の二十三條で、発行者に対しては教科書の供給というのに対して責任を負わせておりまして、入手状況、在庫量、使用量というものを明らかにするように法文で定められており、更に二十四條では、文部大臣は、この負せた義務に対して、これらの発行者の供給状況というものの報告を求め、そうしてこれを調査するといふことが明らかになつてゐるのではありませんか、只今のようによ紙代の一割といふことで保証金三分とされたといふことになれば、用紙代が当然に値上りをした場合に、供給といふものに對して非常な不安を持つて來ることが明らかであります、仄聞するところによつて、新學期の教科書の供給についてはすでに準備されてゐるといふような先ほどの御答弁でありましたが、後期分の教科書については非常な不安があるといふことが流布されておるのであります、これに對して文部省は教科書の製造供給状況をどういふものを當然調査しておられると思ひます、その調査の結果については、お見せを頂きたいと思ひます。

○説明員(近藤唯一君) 施行規則によりまして、発行者の業務のうちで、発行供給に關する重要な事項につきましては、臨時調査ができる根拠がございます。従ひまして文部省といたしましては、実は毎月而も十日ずつに、どれだけ印刷許可になつて、どれだけ印刷され供給されたかという状況は隨時調べるようになっております。只今御指摘になりました前期用につきましては、先ほど申し上げましたように、実は昨年よりも早い速度で完了するところまでなつておりますことは、誠に御鞭撻の賜と存じます。なお後期用につきましては、心配をいたしておきましては、只今の状況におきましては、心配する材料は数字の上では出て參つておりません。併しなから出て參つてはいかないと存じまして、できるだけそういうことが起らないように事前に手當をいたしておる状況でございます。この点は先ほどの荒木先生の御質問のときにもお答え申し上げた心構えと同じでございます。お尋ねの資料は只今度手許に持つて參つておりませんが、数字の上からはまだ後期分に着手いたしておりませんので、確実な数字を以て申し上げる段取りにはまだなつておらないという状況でございます。

○高田なほ子君 数字の上では一応心配のないような状況である。こういうことで、私もまあ胸をなで下す必要はあると思ひますけれども、昨日の文部委員会、用紙のほうの管理の責任を持つていらつしやるかたからの御答弁によれば、当然教科用紙の撤廃はあり得ることであるといふことがはつきりされたわけでありますが、そう

なりますと、現在立てておられる机上プランによる数字を基礎にした場合には、当然今後に大きな教科書の供給に對する危機が迫つて來るといふことは火を賭すよりも明らかでございますが、これに對する見通しの下に今度の三分を一分に減らすといふようなことが立てられたものかどうか、その辺のことについて伺ひたいのです。

○政府委員(關口隆克君) このたび三分の手数を一分に下げるといふことについては、直接は統制の廃止といふことを考慮してはございませんでした。

○高田なほ子君 当然統制の廃止といふことは、新聞用紙の統制も撤廃するといふことが昨日明らかになつておれば、これは全面的に用紙の統制撤廃が行われるといふことになれば、この法律の基礎といふものが、これが当然やはり變つて考へられて來なければならぬと私は思ふのでありますけれども、その点についてはどういふふうにお考えになつていらつしやるのですか、撤廃を考へないでこの案を立てたとおしやる、撤廃後における用紙の値上り、教科書の供給といふものに對するいろいろの困難がそれによつて起つて來る、そういういつたような場合に、今私たちが前に出された法案の基礎といふものはこれで狂つて來ないか、狂つて來るものか、そこをお伺ひしたい。

○政府委員(關口隆克君) お答えいたします。三分を一分に下げるときには撤廃といふことを直接に考へていない、併し値上りといふことは國際的なバルブの値上りといふ趨勢上想像しておつたといふ、先ほどの答弁をちよつと補足しますとそういう意味でございます。

ます。今後、或いは最近急に統制廃止であるとかいふ傾向が非常に強くなつた、若しそういうことになつたならば三分を一分にしたことで足りるか足りないかといふことでございまして、値上りの程度といふものがちよつと予想が付きませんので、我々の今の考へで行きますと、三分を一分にしてあるといふと、結局先ほど申し上げましたように用紙代の一割といふところから……一割から二割の間といふ見当ですが、一割といふところから落着くくらいなところじやあるまいかと仮に想定しておるわけでありまして、實際そのことが起つたときにはどういふことになりま

○高田なほ子君 もう一つ、それでは概算で大体いふ法律を立てて行くといふことになるのでありますけれども、まあの程度に値上りをするかわからぬ、これはいづれも……誰でもはつきりそれは数字を上げることは困難だらうと思ふのであります、大事なこの教科書の供給がこの先き非常に不安にさらされてゐるときに、あんまりおや、すい見通しを付けて供給ができなくなつてしまふといふようなことになれば、これは全く迷惑をこうむるのは子供であり父兄でございますので、この点などについても十分に今後の考慮を払つて頂きたいのですが、文部省の出します数字といふものは作爲的ではないにしても、常にこの基準といふものが非常に科学的でないところにいるいろいろな問題を残していることが多いと思ひます。これに限つたことでは

ございせんけれども、私は教科書の供給が本當に円満であるために、用紙の値上りの見通しといふようなものについて、やはり文部省としては的確なこの見通しを持つておられることを切に要望いたします。

○木村守江君 先ほど来いろいろ教科書に關する用紙の問題で御質問があつたようでございしますが、これはやはり質問の要旨は誠に同感でございます。紙がだん／＼不足になり、又暴騰して教科書に支障を來すようなことはないかといふことを心配するのは、文部委員として我々最もその一番考へなければならぬ問題だらうと考へます。それについてもいろいろ文部省から非常に心配しておる話を聞きまして、一応は了承しましたが、大体におきまして今までの文部省のやり方といふものは非常に心配して、恐らくは小、中学校の児童、生徒の使う教科書に事欠くやうなことは文部省がやらないであらうといふことを信じておりますが、ややもすれば安本とか、或いは非常に政治的に卓越する方面からの圧力によつていつても文部省は置去りを食ひ、これはあとから非常に周章狼狽するやうな恰好が繰返されるのが文部省の行政だといふやうな心配から、特に皆さんが質問をなさつたことと私は考へるのですが、私もそういうやうな考へを持つておりますので、今後はこの用紙は世界の經濟情勢のバルブの値上りといふことから止むを得ないだらうといふことであります、これは義務教育に要する教科書であるといふことを考へまして、一般の値が上るといふことと同一視するべきものではなく、優先的にものと考へる要するものだといふ

ふうに考えまして、そういう点から言つて、若しも統制を外さなかつたならばそれを保護することができるといふような見通しがあつたならば、そういうふうな方向を以て教科書のいわゆる用紙の確保というところで、義務教育に支障を来さないような方向を教育にとつてもらいたいと私は考えるものであります。

それと、これは私はそれとはちよつと關係が違ふと思うのですが、今度のこの提案されたいわゆる業者の負担を三分から一分にするといふことは、恐らくはその用紙の値上りといふことと、つまり金融の逼迫といふ面から業者を補助金を出して育成するといふような積極的な擁護でなく、その負担金を一分にして消極的な援助をして、而して教科書の安全確保をするといふのがこの趣旨ではないかと私は考えるのですが、そういう点からこれはやはり用紙の問題とは關係はあるようでありますが、やはり用紙の問題で心配すると同時に業者を保護し育成して、そして義務教育の教科書の確保といふことに邁進して行くのが我々のとるべき途ではないかと考えるのであります。私はそうですが、提案者並びに文部省のほうでどういふふうにお考えですか、お考えのほどを……。

○衆議院議員(佐藤重雄君) 妥当な御質問であります。用紙の点であります。現内閣は原則として自由経済主義をとつておりまして、これは決して絶対的なものでありません。必要に応じては例外を認め、又それを用して行くことは食糧關係についても御承知の通りであります。教科書のこ

ときは一面から言つて、精神的な面から見ましても一種の食糧と言つてもいいくらいに私は重視しておるくらいであります。特にその点についてはこの統制を全然撤廃するといふわけに行くまいと考えております。又形式上撤廃といふようなことになりまして、實質的には配給その他を十分に確保するだけの方策を内閣としてこれは行われ、文部大臣は恐らく責任を持つてこればやる、私もそれをさせたいと考えておる次第でございます。

それから大体私どもはこの法案を提案いたしましたゆえんのは、この発行者は非常に困難な現状の下に現に努力しておるのであります。大部分は中小企業者に属するように私も判断いたしております。中小企業者の今日の困難な事情は質問者もよく御承知の通りであります。これを適度に消極的に保護するといふことはやはり今の段階においては当然なすべきことではなからうか、こういうふうな観点から、この保証金の減額、極めて消極的ではあります。さういふ趣旨からやつておるわけでございます。

○若木勝蔵君 甚だどうもどういふやうでありますけれども、三分を一分にするという根拠につきまして、もう少し私は具体的に伺いたいと思つて、その数字をどういふふうに出した点について……。

○衆議院議員(佐藤重雄君) 提案者といつたしましては、むしろこういふ十面倒なところまで細かくききまんでも、むしろ撤廃してもいいやないかといふようなことも考えたのでありますけれども、一面から言つて非常に責任のある発行者の義務を更に一段と強くさ

せたいといふ考えからしたのであります。何れも一分でなくちやならんといふのでもなかつたのであります。大体この程度ならばという極めて通俗的な、常識的な考え方から一分といふことにしたのだのでございます。別に深い科学的な、或いは學理上の理論という根拠はなかつたわけでござい

○若木勝蔵君 そうしますといふと、その常識的なきめ方によりまして教科書の非常な値上りといふようなものに対してはこれを十分抑制できると、こ

○説明員(近藤唯一君) 先ほどもちよつと一分の根拠につきましては、丁度初めの法律を御審議されましたときにおきまして、この状況においては、教科書の定価の約三割が用紙代になつてお

る。その一割といふところで保証金の線を引くことが適切ではないかといふことで、この施行を見たわけでござい

ます。それから三年たちまして、これはやはり實際を援つて事情に合わせるといふことが最も必要ではないかと存じます。その点で、文部省といつたしまして、この保証金を援つておりましたこの三年間に感じましたことは、御承知のやうに法律によりまして、文部大臣が発行者に對しまして発行指示をいたしますと、十五日以内に三分の保証金を納めなければならぬことにな

るのでございますけれども、御承知のやうに保証金は供給を完了いたしますと発行者に返すわけでござい

ます。その間の金利が問題になるわけでござい

ますが、過去三年間この率によりまして実施いたしましたところによりま

す。今日金融状況及び発行者の負担能力その他から考慮いたしまし

て、丁度一分が適切ではないか。これによつて発行者に対する供給の義務の保証にも有効であるし、而も発行者に大きな負担をかけずに済む。従つて定価にさほど影響を及ぼさずに済むのではないかと、いふふうな観点からいたしましてこの数字が出て参つたと、文部省のほうにおきましては解釈いたして

おる次第でございます。

○荒木正三郎君 私はやはり原則として、それはそんなものは要らんとするもので、これは結局業者の負担は教科書の値に影響して来る。それは結局子供の負担、父兄の負担になるのです。だから原則として私は一分にしる三分にしる、こ

ういふものは要らない。こ

ういふものを設ける以上はやはり先ほど話があつたやうに、教科書発行に要する用紙は確保するとか、又金融の面について

は或る程度面倒を見てやるとか、こ

ういふ措置がしてあつて、こ

ういふものを私は保証金を一分でも積立てるというなら筋が通つておると思つて、

ですから提案者は自由党だと思つて、

が、自由党内閣です。用紙の統制撤廃といふことについてはこれは阻止して頂くように僕は努力してまいりたいと思つて、この問題はやはりそれと関連して審議しないと、別だ、と

言ふけれども、教科書といふ一本の結果においては私はやはり同じだと思

つて、ですからそういう点を私は文部省は非常に努力しておられるといふことではあります。文部省の努力では非常に覚束ないと思つて、この間から御当局長の話を聞きまして、管理局長の話も文部委員会でも聞いた。併しなか、不安定な状態にあると思つた。だから自由党の党のほうで非常に努力して頂いてやつてもらわなければ、結局はもう困る結果になると思つた。ところがそういうことが実現されるならば、私は三分を一分にしたが、その一分をなくしたつていいと思つたのです。こんなものは結局父兄の負担になるのだから……。

○衆議院議員(佐藤重雄君) 了承いたしました。

○理事(加納金助君) どうですか。大体この法案に對する今日の質問はこの程度で置きましょうか。……それでは本日はこれにて散會いたします。

午前十一時四十九分散會

出席者は左の通り。

理事

委員

加納 金助君

成瀬 幡治君

若木 勝蔵君

木村 守江君

荒木正三郎君

高田なほ子君

梅原 眞隆君

高橋 道男君

大隈 信幸君

矢嶋 三義君

佐藤 重遠君

衆議院議員

政府委員

文部省調査

普及局長

關口 隆克君

事務局側

常任委員 石丸 敬次君
会専門員 常任委員 竹内 敏夫君
会専門員 文部省調査官 近藤 唯一君
及局刊行課長

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方事務官たる職員の俸給、特別加俸、死亡賜金、旅費、扶養手当、勤務地手当、退官又は退職に関する手当、日直及び宿直に関する手当（以下俸給その他の給与という。）を「事務職員の給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、日直及び宿直に関する手当、年末手当、寒冷地手当、石炭手当、退職手当、退職年金及び退職一時金、死亡一時金、旅費並びに公務災害補償（以下給料その他の給与という。）」に改める。

第二条中「特別の時期及び時間を「夜間その他特別の時間又は時期」に改め、「又は夜間の課程」を削り、「俸給その他の給与」を「給料その他の給与」に改める。

第二条の次に次の二条を加える。
第三条 前二条に規定する職員の定

数は、都道府県の条例で定める範囲内で、教育委員会の置かれている市町村にあつては当該市町村の教育委員会が都道府県の教育委員会に協議してこれを定め、教育委員会の置かれていない市町村にあつては都道府県の教育委員会がこれを定める。

第四条 第一条及び第二条に規定する職員の給料その他の給与については、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く外、都道府県の条例でこれを定める。

2 前項の都道府県の条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第六十一条に規定する事件の例による。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年度から適用する。

2 義務教育費国庫負担法（昭和十五年法律第二十二号）は、廃止する。

昭和二十六年三月二十三日印刷

昭和二十六年三月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁